

待遇の決定に当たって考慮した事項の説明について（論点）

事業主はその雇用するパートタイム労働者から求めがあったときは、待遇の決定に当たって考慮した事項についてパートタイム労働者に説明しなければならないことについて、どのように考えるべきか。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）（抄）

（待遇の決定に当たって考慮した事項の説明）

第13条 事業主は、その雇用する短時間労働者から求めがあったときは、第6条から第11条まで及び前条第1項の規定により措置を講ずべきこととされている事項に関する決定をするに当たって考慮した事項について、当該短時間労働者に説明しなければならない。

事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針（平成19年厚生労働省告示第326号）（抄）**第三 事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置等**

事業主は、第二の基本的考え方に基づき、特に、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 （略）

二 労使の話合いの促進

（一）事業主は、短時間労働者を雇い入れた後、当該短時間労働者から求めがあったときは、短時間労働者法第13条に定める事項以外の、当該短時間労働者の待遇に係る事項についても、説明するように努めるものとする。

（二）・（三） （略）

三 不利益取扱いの禁止

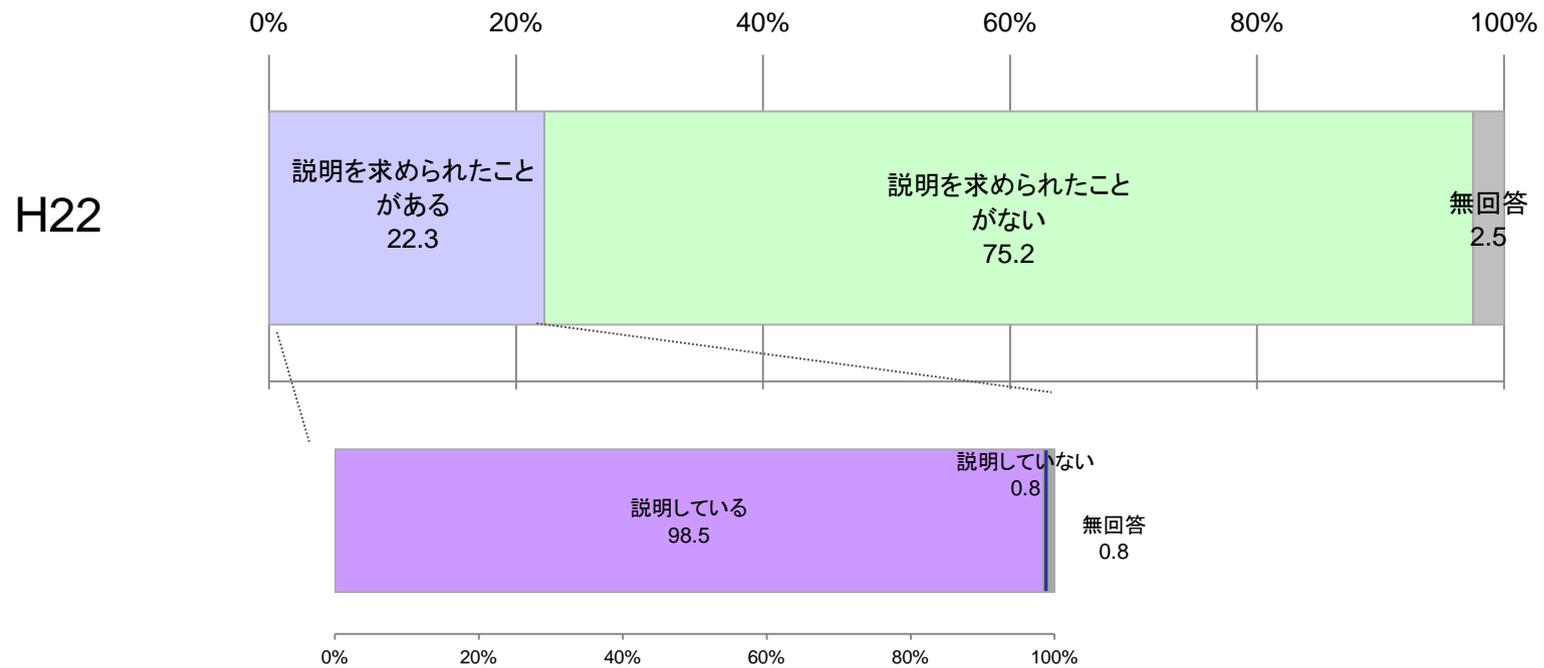
（一）（略）

（二）事業主は、短時間労働者が、短時間労働者法第13条に定める待遇の決定に当たって考慮した事項の説明を求めたことを理由として不利益な取扱いをしないようにするものとする。

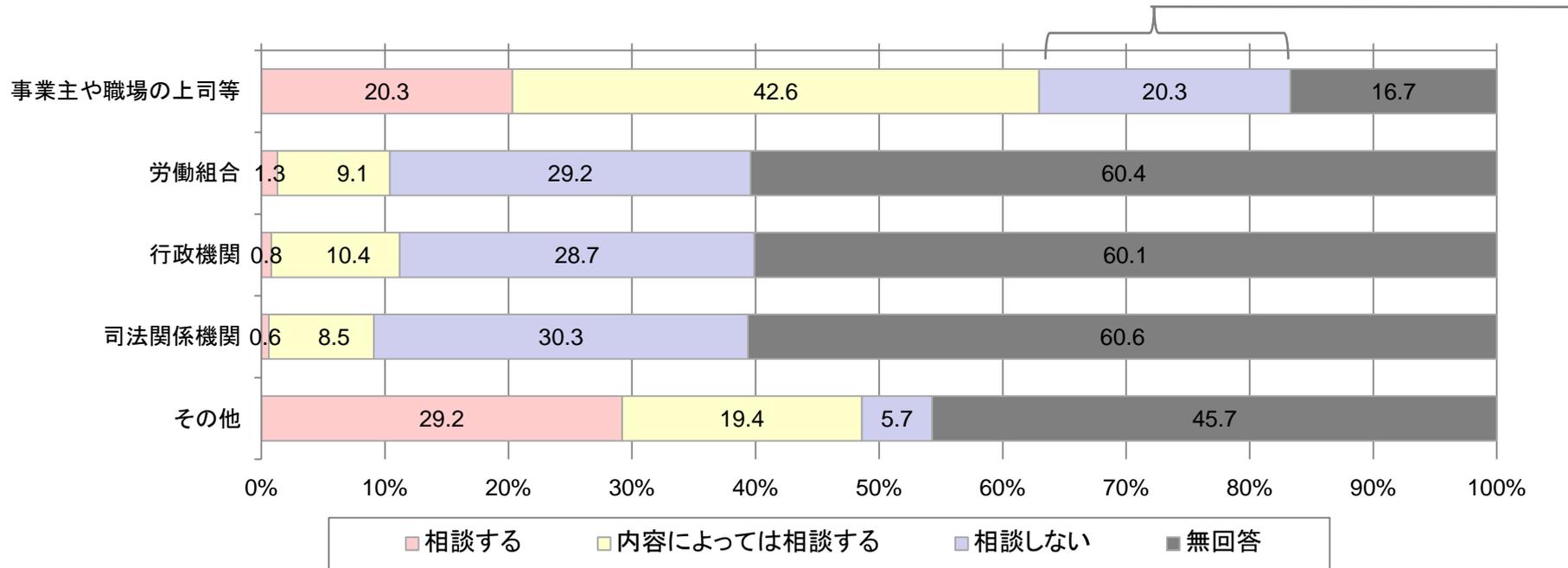
四 （略）

待遇に関する説明

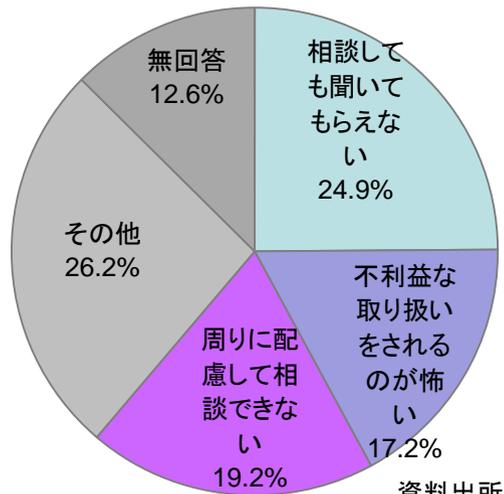
過去2年間における短時間労働者から本人の処遇に係る説明を求められた経験の有無及びその対応



今後、不満・不安が生じた際の相談先 (個人調査)



事業主や職場の上司等に相談しない理由



資料出所: 短時間労働者実態調査(平成22年)(労働政策研究・研修機構)